

平成30年度はりはら塾 遺言セミナー（5回シリーズ）

私も出来る遺言書



司法書士 佐藤寛事務所

☎0548-22-0063

<自筆証書遺言記載例>

遺言書

遺言者 山田一郎は、次のとおり遺言する。

私の財産は、すべて 妻 山田一子に相続させる。

付言事項

私が今まで財産を築き、平穏な家庭生活を送れたのも、すべて妻の協力があったのもであると感謝しています。

子供達には、それなりの援助をしてきたつもりです。相続分はありませんが、お母さんを助け、家族争うことなく、仲良く暮らしてもらうことが、私の一番の願いです。

平成27年8月20日

枚之原市細江1番地

遺言者 山田一郎 印



自筆証書遺言

全文、日付、名前自筆で押印。ワープロ不可！

(メリット)

- ・費用がかからない。
- ・いつでも書ける。

(デメリット)

- ・家庭裁判所で遺言書の検認手続きが必要。
- ・記載に不備があることも…
- ・紛失や見つからないことも…

公正証書遺言

公証役場で、証人2人立会いの上、公証人が作成

(メリット)

- ・間違いがない
- ・紛失しても大丈夫（公証役場に保管あり）

(デメリット)

- ・費用がかかる。
- ・証人2名の立会いが必要。

それぞれ、メリット、デメリットがありますが、お薦めは、公正証書遺言です。

今年の遺言セミナー

☆30年度は、6月8日・22日、7月13日・27日、8月10日

場所：さざんか2階会議室

各金曜日 10時～12時まで行います。

1時間半くらいの研修と質疑応答ですすめていきます。

去年の遺言セミナー

昨年は5回外部講師（2人）を入れて行いました。

今年は税理士の方にも来ていただく予定です。



遺言を作りたい、自分の思いを伝えるものを作りたいと思う方は御相談ください。